

意見書案 第 6 号
令和 4 年 6 月 22 日

長岡京市議会議長

三 木 常 照 様

発議者 広 垣 栄 治
進 藤 裕 之
小 原 明 大
住 田 初 恵
二階堂 恵 子
中 村 歩
山 本 法 政

意見書の提出について

消費税の5%への時限減税、インボイス制度中止を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

消費税の5%への時限減税、インボイス制度中止を求める意見書(案)

コロナ禍による経済の落ち込みはまだ深刻である。さらに、物価高騰が国民に追い打ちをかけている。世界の経済活動の再開の動き、ロシアのウクライナ侵略、金融緩和政策を背景にした円安などがその背景となっている。

政府は今般の補正予算で、ガソリン・燃油対策を具体化した。その他は予備費増額にとどまった。物価高騰は電気・ガス、食品、生活必需品などあらゆる部門に及んでおり、国民生活にも中小事業者にも、緊急の支援が求められている。あらゆる部門で確実に負担軽減となり、経済活動の活性化につながるのが消費税の減税である。

また、インボイス制度は、コロナ禍や物価高騰で苦しむ零細事業者にとって、取引からの排除やさらなる負担増となり、廃業を加速させかねない。

よって国におかれては、以下の緊急対策を行われるよう強く求める。

記

1. 当分の間、消費税の5%への減税を行うこと。
2. インボイス制度は中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月22日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣